

R S T型ライザーストレーナー

取扱説明書

型 式

R S T - 0 5 0
R S T - 0 6 5
R S T - 0 8 0
R S T - 1 0 0
R S T - 1 2 5
R S T - 1 5 0
R S T - 2 0 0
R S T - 2 5 0

NDC 日本ドライケミカル株式会社

安全上のご注意

NDC 日本ドライケミカル株式会社

このたびは日本ドライケミカルの防災製品を設置していただき、まことに有難うございました。
この取扱説明書を、熟読のうえ安全に製品をお取扱
ください。

防災設備は日常使用するものではありませんが、緊急時には確実に機能を発揮しなければなりません。
そのためには「正しい取扱い」と「日常の維持管理」が重要です。
又、防災設備は緊急時に火災を検知、消火するための機構上、誤った取扱いをしますと「人的損害」、「物的損害」、「二次災害等」の恐れが想定されます。

従いまして、本設備は知識のない人の取扱いは危険で、訓練した「**管理者の育成**」が必要です。
防災設備は日常使わないため管理がおろそかになる傾向にありますが、緊急時に確実に役立つよう管理者は「**正しい取扱い**」を習得して「**日常管理**」を行ってください。

1. この取扱説明書は管理者を含め関係者がいつでも利用できるよう管理してください。
2. この取扱説明書の記載内容についての問い合わせは弊社担当部署までご連絡ください。
3. この防災製品に異常が発見された場合や改修等を企画される場合は、弊社担当部署までご連絡ください。
防災設備の工事は有資格者の消防設備士が行うよう法律で定められております。
4. この防災製品の保守・点検は製品内容を熟知している弊社にご用命ください。
5. この取扱説明書は保証書や契約書ではありません。

本文中に用いた表示記号は次のように区分しております。



危険

この表示は防災設備を誤って取扱った場合、死亡又は重症を負う等の重大な人的被害の恐れが想定される事項を示しております。



警告

この表示は防災設備を誤って取扱った場合、傷害等の人的被害の恐れや、設備不作動などの機能に致命的な悪影響を及ぼす恐れが想定される事項を示しております。



注意

この表示は防災設備を誤って取扱った場合、本設備の機能障害、誤作動、二次災害等の恐れが想定される事項や、本設備の機能維持に必要な注意事項を示しております。

I 点 検



警 告

- 本ストレーナーの分解・清掃・点検作業を行う際は、帯電防止服、同靴、防爆工具を使用するほか、事業所の定める安全基準を遵守して下さい。屋外貯蔵タンクから漏洩した可燃性蒸気が作業時の火花で引火するなど、思いもよらぬ災害が発生するおそれがあります。なお、本ストレーナーが設置される屋外貯蔵タンクの立ち上がり配管部分は、危険場所の定義でいう第1種場所に相当する場合があります。



注 意

- 本ストレーナーの分解・清掃・点検作業は、必ず本書の手順に従って実施して下さい。誤った手順で作業を行うと、本ストレーナーの機能が損なわれるおそれがあります。また、復旧時には、ボルト・ナット、及びプラグは確実に締めてください。
- ろ過網に変形・損傷等が認められた場合は、新しいろ過網に交換して下さい。送液時にろ過網が破損し、本ストレーナーの機能が損なわれるおそれがあります。
- ろ過網は、むやみに改造しないで下さい。送液時にろ過網が破損し、本ストレーナーの機能が損なわれるおそれがあります。



注 意

- 泡消火設備配管に送液（点検時等の送水も含む。）した後は、本書本項の手順に従って、本ストレーナーの分解・清掃・点検を必ず行って下さい。異物の堆積を放置すると、送液時における管路の流体抵抗が増し、泡放出口の泡放射性能が低下したり、ろ過網に変形・破損したりするおそれがあります。



注 意

- 特定の危険物施設に設置されている消火設備は、消防法第10条の技術上の基準に適合しているかについて定期的（1年に1回以上）に点検し、その点検記録を作成し、3年間保管しなければなりません。したがって、有資格者（危険物取扱者等）による法定点検を定期に実施して下さい。怠ると、破損の原因となるとともに、消防法令違反として罰せられます。
- 定期点検の方法は、消防庁危険物規制課長通知（平成3年5月28日消防危第48号）の定期点検に関する指導指針に従うほか、本書4.1の手順に従って実施して下さい。



注 意

- 定期点検以外に、配管の通液（または通水）の有無にかかわらず定期的（年数回）に分解・清掃・点検作業を行って下さい。本ストレーナーの二次側配管（立ち上がり配管）内の錆が堆積しているおそれがあります。

II 施 工



注 意

- 本ストレーナーを設置する際は、点検フランジのボルト・ナット、及びプラグに緩みがないことを確認し、緩みがある場合は締めなおして下さい。
- 試運転実施後は、施工時に配管内に混入した異物などを除去するために、ストレーナーの分解・清掃・点検を実施して下さい。



警 告

- 本ストレーナーを設置する際は、図 1 に示す取付方向で設置して下さい。逆に取り付けると正常に機能しません。また、故障の原因となります。
- 本ストレーナーの一次側に可撓管継手（フレキシブルメタルホース等）を取り付ける場合は、図 1 に示すように必ず地盤面と水平になるようにして下さい。地震等により、可撓管継手が破損するおそれがあります。なお、適切な取付方法については、「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」（昭和 56 年 3 月 9 日付消防危第 20 号）に示されています。

Ⅲ 仕様等



注 意

- 本書に掲げる仕様以外の条件では使用しないで下さい。所定の性能を損なうか、または故障するおそれがあります。

目 次

1. 適 用	2 頁
2. 各部の名称と機能	2 頁
3. 製品の概要	2 頁
4. 点 検	3 頁
4.1 使用後の分解・清掃・点検	3 頁
4.2 定期点検	3 頁
4.3 定期点検以外の点検	4 頁
[施工される方へ]	
5. 施 工	4 頁
6. 仕 様	4 頁

1. 適 用

本取扱説明書は、危険物施設等の泡消火設備に使用されるRST型ライザーストレーナーの仕様、機能、取扱い等に関する説明書です。ご使用の際は、本取扱説明書の内容を十分に理解され、正しくお使い下さい。

2. 各部の名称と機能

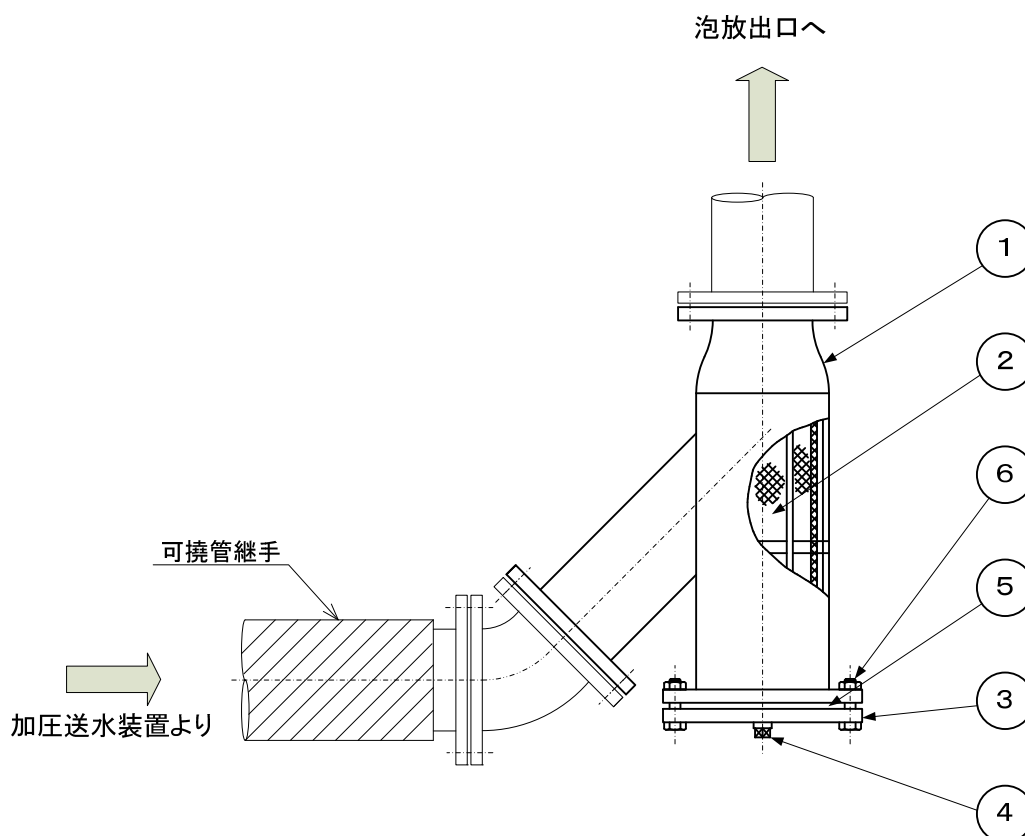


図1. RST型ライザーストレーナー構造図

- | | |
|-----------|--|
| ① 本 体 | 本ストレーナーの本体です。内部に②ろ過網を格納しています。 |
| ② ろ過網 | 加圧送水装置側より流入してくる異物（ごみや錆など）を金網で捕らえ、泡放出口側へ流出するのを防ぎます。 |
| ③ 点検フランジ | ②ろ過網を本体より取り外す際に使用します。 |
| ④ プラグ | 本体の排液用です。 |
| ⑤ ガスケット | — |
| ⑥ ボルト・ナット | — |

3. 製品の概要

本ストレーナーは、危険物施設の泡消火設備に使用されるもので、屋外貯蔵タンクに設けられている泡放出口のオリフィス保護用のストレーナーとしてタンク直近（泡放出口直下）の立ち上がり配管部分に設置されます。

ろ過網は、泡放出口のオリフィスよりも通過口径が小さい8メッシュを採用しています。また、ろ過網で捕らえられた配管内の錆、ごみ等の異物は、ろ過網と本体との間に堆積します。

4. 点 検（使用後の分解・清掃・点検を含む）

**警 告**

- 本ストレーナーの分解・清掃・点検作業を行う際は、帯電防止服、同靴、防爆工具を使用するほか、事業所の定める安全基準を遵守して下さい。屋外貯蔵タンクから漏洩した可燃性蒸気が作業時の火花で引火するなど、思いもよらぬ災害が発生するおそれがあります。なお、本ストレーナーが設置される屋外貯蔵タンクの立ち上がり配管部分は、危険場所の定義でいう第1種場所に相当する場合があります。

**注 意**

- 本ストレーナーの分解・清掃・点検作業は、必ず本書の手順に従って実施して下さい。誤った手順で作業を行うと、本ストレーナーの機能が損なわれるおそれがあります。また、復旧時には、ボルト・ナット、及びプラグは確実に締めてください。
- ろ過網に変形・損傷等が認められた場合は、新しいろ過網に交換して下さい。送液時にろ過網が破損し、本ストレーナーの機能が損なわれるおそれがあります。
- ろ過網は、むやみに改造しないで下さい。送液時にろ過網が破損し、本ストレーナーの機能が損なわれるおそれがあります。

4.1 使用後の分解・清掃・点検

**注 意**

- 泡消火設備配管に送液（点検時等の送水も含む。）した後は、本書本項の手順に従って、本ストレーナーの分解・清掃・点検を必ず行って下さい。異物の堆積を放置すると、送液時における管路の流体抵抗が増し、泡放出口の泡放射性能が低下したり、ろ過網に変形・破損したりするおそれがあります。

※図1を参照しながら以下の手順をお読み下さい。

- 1) 配管内の泡水溶液（または水）を完全に排出する。
- 2) ④プラグを外して、本ストレーナー内の残液（または水）を排出する。
- 3) ⑥ボルト・ナットを外し、⑤ガスケットおよび③点検フランジを外し。
- 4) ②ろ過網を本体から引き抜く。
- 5) ②ろ過網に付着している異物を完全に除去し、変形、損傷、著しい腐食等の異常が無いことを目視確認する。
- 6) 本体内の異物を完全に除去し、変形、損傷、著しい腐食等の異常が無いことを目視確認する。
- 7) 次の順に再組立し、復旧する。

②ろ過網を本体に挿入



⑤ガスケットを挟んで③点検フランジを⑥ボルト・ナットで取り付け



④プラグを取り付け

4.2 定期点検

**注 意**

- 特定の危険物施設に設置されている消火設備は、消防法第10条の技術上の基準に適合しているかについて定期的（1年に1回以上）に点検し、その点検記録を作成し、3年間保管しなければなりません。したがって、有資格者（危険物取扱者等）による法定点検を定期に実施して下さい。怠ると、破損の原因となるとともに、消防法令違反として罰せられます。
- 定期点検の方法は、消防庁危険物規制課長通知（平成3年5月28日消防危第48号）の定期点検に関する指導指針に従うほか、本書4.1の手順に従って実施して下さい。

4.3 定期点検以外の点検



注 意

- 定期点検以外に、配管の通液（または通水）の有無にかかわらず定期的（年数回）に分解・清掃・点検作業を行って下さい。本ストレーナーの二次側配管（立ち上がり配管）内の錆が堆積しているおそれがあります。

5. 施 工



注 意

- 本ストレーナーを設置する際は、点検フランジのボルト・ナット、及びプラグに緩みがないことを確認し、緩みがある場合は締めなおしてください。
- 試運転実施後は、施工時に配管内に混入した異物などを除去するために、ストレーナーの分解・清掃・点検を実施してください。



警 告

- 本ストレーナーを設置する際は、図 1 に示す取付方向で設置して下さい。逆に取り付けると正常に機能しません。また、故障の原因となります。
- 本ストレーナーの一次側に可撓管継手（フレキシブルメタルホース等）を取り付ける場合は、図 1 に示すように必ず地盤面と水平になるようにして下さい。地震等により、可撓管継手が破損するおそれがあります。なお、適切な取付方法については、「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」（昭和 56 年 3 月 9 日付消防危第 20 号）に示されています。

6. 仕様等

6.1 仕様



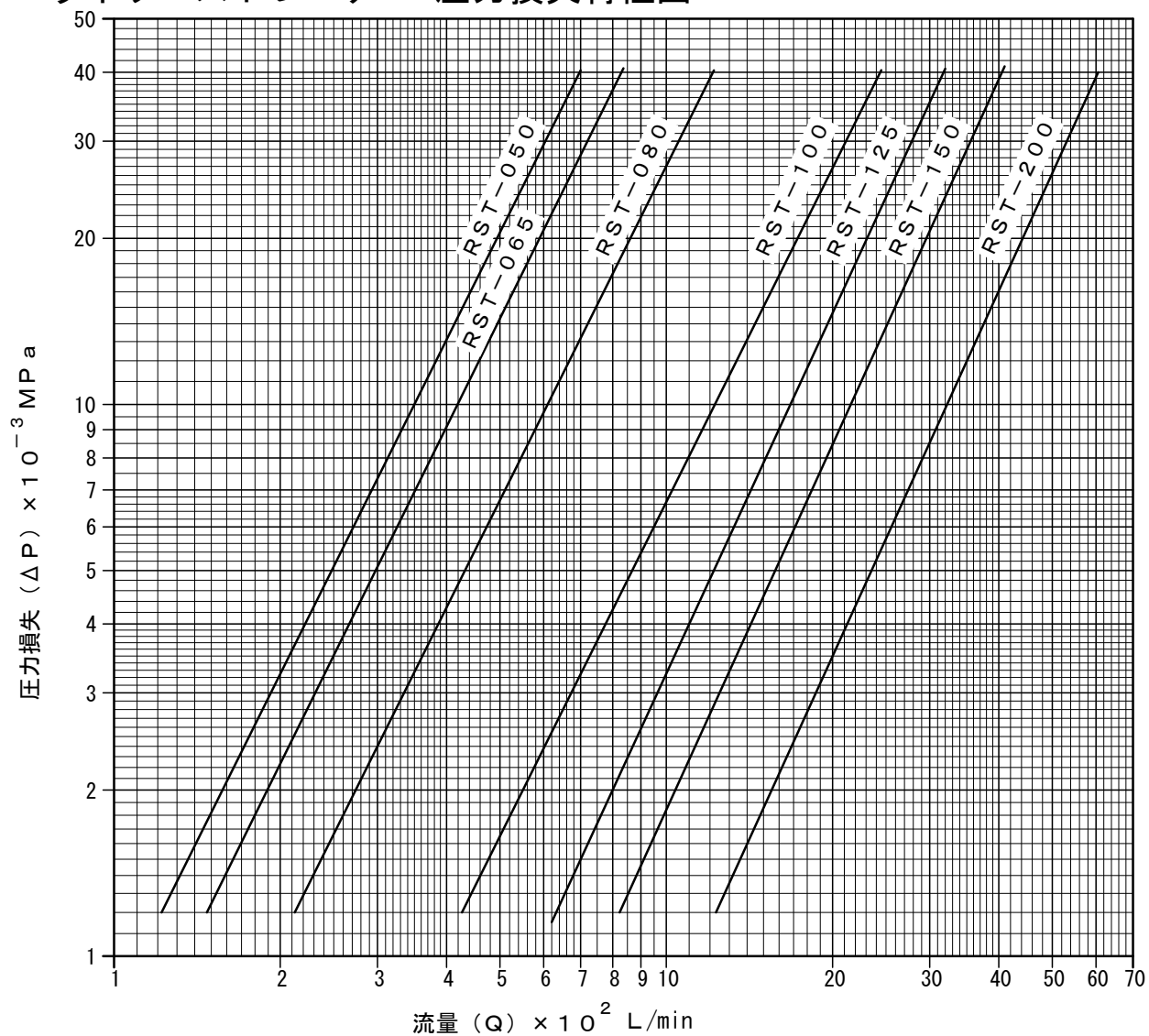
注 意

- 本書に掲げる仕様以外の条件では使用しないで下さい。所定の性能を損なうか、または故障するおそれがあります。

表 1. ライザーストレーナーの仕様

項 目	仕 様							
型 式	RST-050	RST-065	RST-080	RST-100	RST-125	RST-150	RST-200	RST-250
サ イ ズ	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A	250A
耐圧試験圧力	1. 5 MP a							
通 過 面 積 比	4 倍以上							
圧 力 損 失 値	図 2 参照							
接続フランジ	フランジ接続 （標準 J I S 1 0 K F F）							
塗 装	内外面サンドブラスト後錆止め一回塗り							

図2 ライザーストレナー 圧力損失特性図



6.2 図 面

弊社発行の商用図面をご参照下さい。(図面番号：CFM261)

●お問い合わせ先

FSG0610R0